

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和2年度
計画主体	匝瑳市

## 匝瑳市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 匝瑳市産業振興課  
所在地 匝瑳市八日市場ハ793番地2  
電話番号 0479-73-0089  
FAX番号 0479-72-1117  
メールアドレス s-nosei@city.sosa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・アライグマ・ハクビシン・タヌキ イタチ(オス)・キョン カラス・ドバト・キジバト・ヒヨドリ・ムクドリ スズメ・カワウ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	千葉県匝瑳市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、いも類	90 千円 ・ 50 a
アライグマ	水稲、豆類、果樹、 野菜類、いも類	30 千円 ・ 8 a
ハクビシン		1,394 千円 ・ 198 a
タヌキ		122 千円 ・ 7 a
イタチ		— 千円 ・ — a
キョン	—	— 千円 ・ — a
カラス	豆類、野菜類	4,150 千円 ・ 102 a
ドバト	豆類	779 千円 ・ 44 a
キジバト		
ヒヨドリ	豆類	15 千円 ・ 10 a
ムクドリ		280 千円 ・ 31 a
スズメ	水稲	820 千円 ・ 234 a
カワウ	水稲、水産物	— 千円 ・ — a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

匠瑛市の野生鳥獣による農作物被害は、そのほとんどをカラス等の鳥類及びハクビシンやタヌキ等の中型獣によってもたらされている。

イノシシについては、数頭が生息個体として認識されており、水稻の踏み倒し被害やいも類の食害の報告がある。

アライグマについては、それほど多くの個体が目撃されているわけではないが、山間に位置する飯高地区での目撃・捕獲が多い。

ハクビシンやタヌキについては、スイートコーンへの食害が多く、地域は市内全域に及んでいる。施設栽培を行うブドウも被害を多く受けており、ハウス等の被覆資材が被害を受けることもある。被害の多い農地の付近には、草木が生い茂っている場合が多い。

イタチについては、被害金額・被害面積を計上するまでには至らないものの一部地域の家禽へ被害が発生している。

キョンについては、被害情報はないが少数個体が生息しているとの情報がある。

カラスについては、スイートコーンへの食害が市内全域で多く見られる。他には、定植直後、掘返し後の落花生への被害も多い。

ドバト、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリについては、野菜や豆類において播種直後の種子や豆、子葉に被害が見られる。その他ブロッコリー等野菜類への被害も生じている。

スズメについては、登熟期の水稻へ被害が発生している。

カワウについては、被害金額・被害面積を計上するまでには至らなかったが、魚類の食害や、水稻の踏み倒し被害がある。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値（令和元年度）	目標（令和5年度）
被害金額・被害面積	イノシシ	90 千円 ・ 50 a	45 千円 ・ 25 a
	アライグマ	30 千円 ・ 8 a	15 千円 ・ 4 a
	ハクビシン	1,394 千円 ・ 198 a	1,045 千円 144 a
	タヌキ	122 千円 ・ 7 a	85 千円 ・ 4 a
	イタチ	－ 千円 ・ － a	－ 千円 ・ － a
	キョン	－ 千円 ・ － a	－ 千円 ・ － a
	カラス	4,150 千円 ・ 102 a	3,227 千円 72 a
	ドバト	779 千円 ・ 44 a	566 千円 ・ 33 a
	キジバト		
	ヒヨドリ	15 千円 ・ 10 a	10 千円 ・ 7 a
	ムクドリ	280 千円 ・ 31 a	210 千円 ・ 21 a
	スズメ	820 千円 ・ 234 a	638 千円 ・ 182 a
	カワウ	－ 千円 ・ － a	－ 千円 ・ － a

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>有害鳥獣捕獲については、匝瑳猟友会との委託契約により、銃器及び箱わなによる捕獲を実施している。</p> <p>【捕獲機材の設置状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度 箱わな 小型40基 大型1基</li> <li>・令和元年度 箱わな 小型50基 大型2基</li> <li>・令和2年度 箱わな 小型50基 大型1基</li> </ul> <p>【捕獲機材の整備状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度 箱わな 小型10基購入</li> </ul>	<p>匝瑳猟友会に捕獲を委託しているが、猟友会の方々への負担増や、会員の減少及び高齢化が進んでおり、捕獲の担い手の育成が今後の課題となる。</p>
防護柵の設置等に関する取組	—	—

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

匝瑳市における鳥獣害軽減のため、農地に繰り返し出没する個体の捕獲に努めると共に、藪地の刈り払いや餌場の除去等の生息環境管理を推進する。

狩猟者の高齢化対策としての担い手の育成、確保を図る。

農地を適切に管理し、鳥獣にとっての餌場価値を下げていくためには、市民一人一人の意識改革が重要であることから、市民への啓発活動、野生動物に関する知識向上を図る。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

匠磋猟友会による有害鳥獣の一斉捕獲及び箱わな・くくりわなによる捕獲を継続していく。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度 ～ 5年度	イノシシ アライグマ ハクビシン タヌキ イタチ(オス) キョン カラス ドバト キジバト ヒヨドリ ムクドリ スズメ カワウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会による銃器を用いた捕獲</li> <li>・ 猟友会及び猟友会の指導を受けた市職員による捕獲資材(箱わな・くくりわな)の設置</li> <li>・ 狩猟免許を所持しない農林業者が、自事業地内で行う捕獲については、市保有捕獲資材の貸出し及び情報提供等により取組を支援する。</li> </ul>

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

近年の捕獲実績、被害状況、目撃情報及び被害地域からの聞き取り等に基づき設定する。また近隣地域での被害状況も計画検討の材料とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	20頭	20頭	20頭
アライグマ	20頭	20頭	20頭
ハクビシン	50頭	50頭	50頭
タヌキ	50頭	50頭	50頭
イタチ（オス）	10頭	10頭	10頭
キョン	5頭	5頭	5頭
カラス	100羽	100羽	100羽
ドバト	50羽	50羽	50羽
キジバト	50羽	50羽	50羽
ヒヨドリ	50羽	50羽	50羽
ムクドリ	50羽	50羽	50羽
スズメ	100羽	100羽	100羽
カワウ	30羽	30羽	30羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>農作物被害の多い地域を中心に、猟友会による猟銃を使った有害鳥獣の一斉捕獲及び箱わな等による捕獲を実施する。</p> <p>通報等により随時猟友会員が現地に赴き、猟銃を使った捕獲及び箱わな等の設置を市全域で実施する（箱わなの設置については、猟友会による指導の下市職員も設置を行う）。</p> <p>捕獲期間は次の通り。</p> <p>○イノシシ・キョン…………… 4月から翌年3月末日まで（銃器は狩猟期間を除く）の期間とし、銃器・箱わなによる捕獲を実施する。</p> <p>○アライグマ・ハクビシン…… 4月から翌年3月末日までの期間とし、箱わなによる捕獲を実施する。</p> <p>タヌキ・イタチ（オス）</p> <p>○カラス・ドバト…………… 5月から10月末日までの期間とし、銃器による捕獲を実施する。</p> <p>キジバト・ヒヨドリ ムクドリ・スズメ カワウ</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
対象地域の決定まで至っていない。	被害状況の推移を確認しつつ、他市町村の動向を踏まえた上で、許可権限移譲について検討を進める。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
—	今後の被害状況や生息域を踏まえた上で、整備を検討する。		

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度 ～ 5年度	イノシシ アライグマ ハクビシン タヌキ イタチ(オス) キョン カラス ドバト キジバト ヒヨドリ ムクドリ スズメ カワウ	・生ゴミや農作物の収穫残渣の適切な管理 ・住民の有害鳥獣に関する知識向上対策

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
千葉県	情報提供及び情報整理、対応の指導
消防署	負傷者対応
匝瑳警察署	情報収集及び市への情報提供、隣接警察署への情報提供、周辺住民への注意喚起、安全確保等被害発生・拡大の防止
匝瑳猟友会	情報収集・情報提供、追い払い又は捕獲の実施
ちばみどり農業協同組合	情報収集・情報提供
千葉県農業共済組合 海匝支所	情報収集・情報提供
匝瑳市	情報収集・情報整理、住民への注意喚起、関係機関への連絡、追い払い又は捕獲の実施

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。  
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は



生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

別添【緊急時の連絡体制図】のとおり。

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

匝瑳市ほか二町環境衛生組合での埋設処理、または捕獲現場での埋設処理を行う。

アライグマについては、千葉県アライグマ防除実施計画の捕獲個体の取扱いに基づき実施する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

本市では利用に適さない鳥獣の捕獲が主であり、現状食品として利用される鳥獣の捕獲は極めて少なく、食品としての利用等については、推進が困難である。今後当該鳥獣の捕獲頭数が増えていった場合には、食肉利用に係る課題等を洗い出し、利用の推進について検討する。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	匝瑳市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
匝瑳猟友会	有害鳥獣の捕獲
ちばみどり農業協同組合	被害情報の提供
千葉県農業共済組合 海匝支所	共済制度による被害情報の提供
匝瑳市農業委員会	被害情報の収集
匝瑳市産業振興課	被害調査及び連絡調整

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
海匠農業事務所	被害防止に関する指導、助言及び情報提供等
海匠地域振興事務所	被害防止に関する指導、助言等

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

有害鳥獣による農作物被害が近隣地域を含めて増加傾向であることから、農作物等への被害状況の把握に努め、他市町村の動向も踏まえた上で鳥獣被害対策実施隊の設置について検討する。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

—

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

隣接する他市町村及び農業事務所との連携を図る。  
地域全体での被害防止に関する意識の向上を図る。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。